

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件 名
議案第 1 号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	神栖市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	神栖市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	神栖市下水道条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	神栖市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 12 号	令和 8 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
議案第 13 号	令和 8 年度神栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 14 号	財産の取得について ・神栖市コミュニティセンターLED照明器具一式

議案第 15 号	鹿島地方事務組合規約の変更について
議案第 16 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 4 号）
認定第 1 号	令和 7 年度神栖市歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 7 年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 3 号	令和 7 年度神栖市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
報告第 1 号	令和 7 年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・ 斎場・火葬場管理事業 ・ 矢田部公民館管理運営事業
報告第 2 号	令和 7 年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について
報告第 3 号	令和 7 年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計 についての資金不足比率の報告について
報告第 4 号	債権放棄の報告について
報告第 5 号	鹿島港湾運送株式会社の令和 7 年度第 5 6 期営業報告及び令和 8 年度事業 計画について

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 1 号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会において、コウノトリを市の鳥に制定する請願書が採択されたことに伴い、神栖市市の鳥選定委員会を設置し、必要な事項を調査及び審議するため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・別表に「神栖市市の鳥選定委員会」に関する事項を追加	
議案第 2 号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部改正に伴い、新たに創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る基準を規定し、及び小規模保育事業において理学療法士等を保育士とみなすことを可能とするため、また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止について規定するため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・満 3 歳以上限定小規模保育事業における連携施設を確保し、及び連携施設に関する経過措置の対象外とする規定並びに小規模保育事業 A 型の基準のみ満 3 歳以上限定小規模保育事業に適用される規定を追加 ・理学療法士等を 1 人に限り保育士とみなすことを可能とする。 ・児童対象性暴力等を防止し、及び性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、従事者に係る犯罪事実の確認その他の必要な措置を講じなければならない規定を追加	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 3 号	神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部改正に伴い、新たに創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る基準を規定するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 満 3 歳以上限定小規模保育事業の利用定員を 6 人以上 19 人以下で定める規定を追加 ・ 満 3 歳以上の区分において、利用に係る申込みが利用定員の総数を超える場合には、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する規定を追加	
議案第 4 号	神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止について規定するため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 児童対象性暴力等を防止し、及び性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、従事者に係る犯罪事実の確認その他の必要な措置を講じなければならないとする規定を追加	
議案第 5 号	神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理計画の記載事項に非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 ・ 第 8 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を追加 (6) 非常災害時における前 2 号に掲げる事項に関する施策に関する事項	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 6 号	神栖市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第 2 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。 ・ 第 4 条中「第 2 1 条第 2 項に基づき作成された台帳」を「第 1 8 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成した台帳」に改める。 ・ 第 1 3 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。	
議案第 7 号	神栖市都市公園条例の一部を改正する条例	自主財源の確保に係る広告事業の推進に伴い、都市公園において広告の表示等を可能とするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第 4 条第 5 号中「表示すること」の次に「(本市が行う広告事業に係るものを除く。)」を追加	
議案第 8 号	神栖市下水道条例の一部を改正する条例	下水道指定工事店の指定及び更新の申請を受け付ける際に、手数料を徴収する規定等を加えるため、また、災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した指定工事店が神栖市内の排水設備工事を施工できるようにするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第 5 条に災害その他非常の場合に係るただし書を追加 ・ 第 2 4 条の次に、下水道指定工事店の新規指定及び指定更新の申請の際に、手数料としてそれぞれ 1 0, 0 0 0 円を徴収する規定及び手数料の減免規定を追加 ・ 第 3 6 条に手数料の過料に係る規定を追加	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件名	概要	備考
議案第 9 号	神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道事業の健全な運営と整備の推進を図ることを目的に水道料金を改定するため、また、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が神栖市内の給水装置工事を施行できるようにするため、所要の改正を行うものであります。 【主な改正内容】 第 1 条関係 ・ 第 7 条第 1 項に災害その他非常の場合に係るただし書を追加 第 2 条関係 ・ 別表第 1 の全部を改め、水道料金を改定する。 ・ 当該料金は、令和 9 年 5 月分の料金から適用する。	
議案第 10 号	神栖市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防団員数の減少に伴い、定員管理の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 消防団員の定員の改正 995 人→840 人（155 人減）	
議案第 11 号	令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 5 号） 補正予算の詳細は財政課作成資料を参照	補正は歳入歳出それぞれ 1,991 万 7 千円を減額し、補正後の予算規模を 448 億 5,717 万 6 千円とするものであります。 補正前の額 44,877,093 千円 補正額 ▲19,917 千円 計 44,857,176 千円 補正の主な内容につきましては、歳出においては、職員の人事異動に伴う人件費及び水産加工業の経営安定を図るための支援金について、補正予算を計上するものであります。歳入においては、寄附金等について、補正予算を計上するものであります。	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 12 号	令和 8 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）	補正は歳入歳出それぞれ 2 9 1 万 2 千円を追加し、補正後の予算規模を 6 1 億 9, 7 4 5 万 5 千円とするものであります。 補正前の額 6, 1 9 4, 5 4 3 千円 補 正 額 2, 9 1 2 千円 計 6, 1 9 7, 4 5 5 千円 補正の主な内容につきましては、地域密着型介護予防サービスの利用者が増加したことに伴い不足する給付費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金等を充てるものであります。	
議案第 13 号	令和 8 年度神栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	補正は資本的支出の予定額に 2 6 6 万円を追加し、1 4 億 7, 6 2 4 万 5 千円とするものであります。 （資本的支出） 補正前の額 1, 4 7 3, 5 8 5 千円 補 正 額 2, 6 6 0 千円 計 1, 4 7 6, 2 4 5 千円 補正の内容につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 14 号	財産の取得について ・ 神栖市コミュニティセンターLED照明器具一式 【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】(抄) 第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 20,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。	コミュニティセンター 4 館に設置する LED 照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【取得価格】 36,352,800 円(税込み) 【調達内容】 コミュニティセンターLED ランプ(4 館計 1,743 本) 【取得予定日】 令和 14 年 4 月 1 日	
議案第 15 号	鹿島地方事務組合理約の変更について 【地方自治法】(抄) 第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 第 286 の 2 から第 289 条 [略] 第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条(第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない	ごみ固形燃料化施設の設置及び管理・運営等に関する事務、鹿島共同再資源化センター株式会社への出資に関する事務、及びごみ固形燃料化施設の管理・運営に要する分賦金の支弁方法に関する事項を削除し、組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 7

議案番号	件名	概要	備考						
議案第 16 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 4 号） 地方自治法（抄） 第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 補正は歳入歳出それぞれ 5 9 万 4 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 4 8 億 7, 7 0 9 万 3 千円とするものであります。 <table><tr><td>補正前の額</td><td>4 4, 8 7 6, 4 9 9 千円</td></tr><tr><td>補 正 額</td><td>5 9 4 千円</td></tr><tr><td>計</td><td>4 4, 8 7 7, 0 9 3 千円</td></tr></table> 補正の内容につきましては、今夏における記録的な猛暑への対策として、早急に市内小中学校にウォーターサーバーを設置するため、補正予算を計上し、7 月 3 0 日に専決処分したものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。	補正前の額	4 4, 8 7 6, 4 9 9 千円	補 正 額	5 9 4 千円	計	4 4, 8 7 7, 0 9 3 千円	
補正前の額	4 4, 8 7 6, 4 9 9 千円								
補 正 額	5 9 4 千円								
計	4 4, 8 7 7, 0 9 3 千円								
認定第 1 号	令和 7 年度神栖市歳入歳出決算の認定について 【地方自治法】（抄） 第 2 3 3 条 〔 略 〕 2 〔 略 〕 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。 4 〔 略 〕	地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。							

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 8

議案番号	件 名	概 要	備考
認定第 2 号	令和 7 年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	未処分利益剰余金 4 億 6, 4 3 6 万 3, 9 4 0 円のうち、1 億 5, 1 1 1 万 2 1 0 円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。 【地方公営企業法】（抄） 第 3 0 条 〔略〕 2 及び 3 〔略〕 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 1 0 2 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会（同条第 6 項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。 5 から 7 まで 〔略〕 第 3 2 条 〔略〕 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 3 及び 4 〔略〕	
認定第 3 号	令和 7 年度神栖市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	未処分利益剰余金 6 億 2, 3 9 2 万 2, 7 6 7 円のうち、1 億 1, 6 0 4 万 1, 3 0 6 円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。	

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 9

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 1 号	令和 7 年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・ 斎場・火葬場管理事業 ・ 矢田部公民館管理運営事業	地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方自治法施行令】（抄） 第 1 4 5 条 〔 略 〕 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第 2 2 0 条第 3 項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。 3 〔 略 〕		
報告第 2 号	令和 7 年度決算に基づく神栖市健全化判断比率 の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 2 〔 略 〕		
報告第 3 号	令和 7 年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第 2 2 条 公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。 2 〔 略 〕		

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 10

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 4 号	債権放棄の報告について	神栖市債権管理条例第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【神栖市債権管理条例】（抄） 第 1 4 条 市長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権（これに係る損害賠償金等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を放棄することができる。ただし、保証人の保証があり、債務を履行できる場合は、この限りでない。 第 1 号から第 7 号 〔 略 〕 2 市長等は、前項の規定により当該債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、これを議会に報告しなければならない。		
報告第 5 号	鹿島港湾運送株式会社の令和 7 年度第 5 6 期営業報告及び令和 8 年度事業計画について	地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方自治法】（抄） 2 4 3 条の 3 第 2 項（財政状況の公表等） 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 【地方自治法施行令】（抄） 第 1 7 3 条 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。		

提 案 理 由

令和 8 年第 3 回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

条例に関するもの	10 件
予算に関するもの	3 件
財産の取得に関するもの	1 件
規約の変更に関するもの	1 件
専決処分の承認を求めるもの	1 件
認定に関するもの	3 件
報告に関するもの	5 件

でございます。

議案第 1 号につきましては、神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてであり、令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会において、コウノトリを市の鳥に制定する請願書が採択されたことに伴い、神栖市市の鳥選定委員会を設置し、必要な事項を調査及び審議するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号につきましては、神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、児童福祉法等の一部改正に伴い、新たに創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る基準を規定し、及び小規模保育事業において理学療法士等を保育士とみなすことを可能とするため、また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止について規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号につきましては、神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、児童福祉法等の一部改正に伴い、新たに創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る基準を規定するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第４号につきましては、神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止について規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第５号につきましては、神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理計画の記載事項に非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第６号につきましては、神栖市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてであり、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第７号につきましては、神栖市都市公園条例の一部を改正する条例についてであり、自主財源の確保に係る広告事業の推進に伴い、都市公園において広告の表示等を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第８号につきましては、神栖市下水道条例の一部を改正する条例についてであり、下水道指定工事店の指定及び更新の申請を受け付ける際に、手数料を徴収する規定等を加えるため、また、災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した指定工事店が神栖市内の排水設備工事を施工できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第９号につきましては、神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであり、水道事業の健全な運営と整備の推進を図ることを目的に水道料金を改定するため、また、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が神栖市内の給水装置工事を施行できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第１０号につきましては、神栖市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであり、消防団員数の減少に伴い、定員管理の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号につきましては、令和8年度神栖市一般会計補正予算（第5号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ1,991万7千円を減額し、補正後の予算規模を448億5,717万6千円とするものであります。補正の主な内容につきましては、歳出においては、職員の人事異動に伴う人件費及び水産加工業の経営安定を図るための支援金について、補正予算を計上するものであります。歳入においては、寄附金等について、補正予算を計上するものであります。

議案第12号につきましては、令和8年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ291万2千円を追加し、補正後の予算規模を61億9,745万5千円とするものであります。補正の主な内容につきましては、地域密着型介護予防サービスの利用者が増加したことに伴い不足する給付費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金等を充てるものであります。

議案第13号につきましては、令和8年度神栖市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであり、補正は資本的支出の予定額に266万円を追加し、14億7,624万5千円とするものであります。補正の内容につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。

議案第14号につきましては、財産の取得についてであり、コミュニティセンター4館に設置するLED照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号につきましては、鹿島地方事務組合理約の変更についてであり、ごみ固形燃料化施設の設置及び管理・運営等に関する事務、鹿島共同再資源化センター株式会社への出資に関する事務、及びごみ固形燃料化施設の管理・運営に要する分賦金の支弁方法に関する事項を削除し、組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号につきましては、専決処分の承認を求めることについてであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正は歳入歳出それぞれ59万4千円を追加し、補正後の予算規模を448億7,709万3千円とするものであります。補正の内容につきましては、今夏における記録的な猛暑への対策として、早急に市内小中学校にウォーターサーバーを設置するため、補正予算を計上し、7月30日に専決処分したものであります。財源としましては、繰入金を用いるものであります。

認定第1号につきましては、令和7年度神栖市歳入歳出決算の認定についてであり、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第2号につきましては、令和7年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり、未処分利益剰余金4億6,436万3,940円のうち、1億5,111万210円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第3号につきましては、令和7年度神栖市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり、未処分利益剰余金6億2,392万2,767円のうち、1億1,604万1,306円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

報告第1号につきましては、令和7年度神栖市一般会計継続費精算報告書についてであり、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号につきましては、令和7年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第3号につきましては、令和7年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第4号につきましては、債権放棄の報告についてであり、神栖市債権管理条例第14条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第5号につきましては、鹿島港湾運送株式会社の令和7年度第56期営業報告及び令和8年度事業計画についてであり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。